「千葉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（案）」に関する意見

令和　　年　　月　　日

千葉県県土整備部建設・不動産業課不動産業班　宛て

〒260-8667（住所省略可）　千葉市中央区市場町１－１

　　　FAX：０４３－２２５－４０１２　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kenhu4@mz.pref.chiba.lg.jp

　※郵便、FAX、電子メールのいずれかで送付してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出者 | 住　所 | 〒 | | |
| 氏　名※ |  | 電話番号 |  |
| 電子メールアドレス |  | | |

※法人にあっては、名称及び代表者氏名

千葉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（案）に関し、以下のとおり意見を提出します。（別紙に記載する場合は「別紙に記載」としてください。）

|  |
| --- |
| 意見の内容 |
|  |